第23話 大震災と大正末期の国内事情

でしん ぜんめつ やけの か **突如として起こった関東の大地震。 横浜は全滅、東京も大半は焼野と化したほど** り さいみん お お た ふっこう つと だったが、罹災 民は雄々しくもすぐに起って復興に努める。

国民精神を興こす。詔書。普通選挙法の公布。

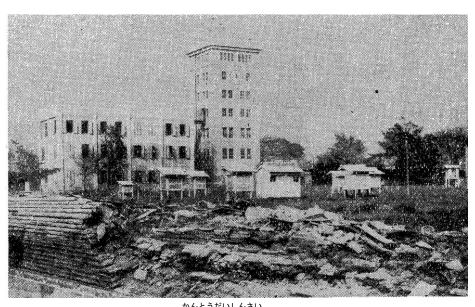
くうぜん だいしんさい **空前の大震災**

大正 12 年 西暦 1923 年 9 月 1 日 午前 11 時 58 分、突如として 関東地方の南部に大地震が起こった。

しんげんち

震源地は東京の南方 104 km、即ち伊豆大島の東方 180 km かいてい きがみなだ じしんたい かん の海底で、相模灘の地震帯の陥 ぼっ 没によるものといわれる。

激震地帯は相模灘および東 京湾の沿岸並びに房総半島の南 部一帯でしたが、無数の家屋が



関東大震災 ちゅうおう きしょうだい おおどけい とま せつな 中 央気 象 台の大時計の止まった刹那 大正 12 年 9 月 1 日午前 11 時 58 分 44 秒

東京 赤坂

倒潰したところに大火災を伴ったところが少なくなかったので、被害は市街地において殊に甚だしかった。

死者は 98,000 、傷者は 100,000 を超えたが、このうち、死者の 65,000 は東京市のだけで、更にそのうち約 38,000 は本所 (現 北区) の被服廠址の広場に避難して、そこで八方から渦巻きこんだ火焔に包まれて焼死したのです。 失われた家屋は凡そ 570,000 に余り、そのうち東京市のだけが 370,000 を超えた。 失われた国富は百数十億円と算された。 しかも、それにも増した大きな損害は、江戸 300 年の文化とから、新興日本の文化との大半が一朝にして鳥有に帰したことです。 まことに世界地震史上で空前の大災厄でした。

復興を図る

第23話 大正末期の国内事情

しきりに流言蜚語が行われたので、人心 恟 々、大災厄に対して経験のない、従って訓練のない市民のいた かな ろうばい ばくろ 間もなく戒厳令の警戒で、人心も次第に落ちつき、 信民共に全力をつくして復興をはかると共に、大いに罹災者の 救 助に努めた。

この時、わが皇室も、畏くも一千万円の、救護費を下賜になり、政府は二千六百万円を支出し、民間の 養金は実に四千万円を超過した。 この外、海外諸国の同情も靡然として集まって、アメリカ合衆国、 中国、イギリス、フランス、イタリア、ベルギー、オランダ、ドイツ。ロシア、オーストリア、ハンガリー、ルーマニア、フィンランド、チリ、メキシコ、フィリッピン、カナダ、オーストラリア、エジプト、インドなどからも、それぞれ金品物資を贈られた。

たいせんちゅう こうけい き 大戦 中 の好景気

これより先き経済の面で、欧州大戦の勃発によって、我が国は交戦国からの需要の激増と、並にそれらの交戦国に代わって中国、インド、南洋などへ物資の供給を要求されたので、輸出品工業と貿易市場とがにわかに拡大され、幾年か輸出超過がつづいた。 従って国家の財政もやや豊かになり、国民にはまた所謂成金が出来て、総体に世間の景気がよかった。 とは言え、これはもとより大戦中の一時の変態現象なので、やがて休戦条約が結ばれると同時に、早くもその反動があらわれはじめて、大正をおらまたしても輸入超過に逆転した。

殊に翌9年3月には、ついに反動的 恐 慌をも現 出 したが、なお一般の市場は在来の惰勢で活気を呈していた。 物価は戦前の3倍にも騰貴していたにもかかわらず、購買力もこれに伴って膨 張 していたので、成金ばかりか、一般に金づかいが荒く、中には 驕 奢な事をして、享 楽にその日々を暮らして恥じないものなども少なくなかった。

こくみん しそう どうよう 国民の思想の動揺

その上、大戦中から戦後にかけて、ヨーロッパに起こったロシアの革命をはじめ、中欧一帯、バルカ^{みんでく} みんしゅ かいぞう えいきょう ン半島諸国の民族的、民主的改造などの影響から、我が国民の思想もとかく動揺をまぬかれず、ともすれば軽佻に流れ、詭激に走る風もまた生じたので、それやこれやのために、心ある者はひそかに眉をひそめて世を憂えていた。

そこに、突如として関東の大地震が起こったのです。 忽 ち「天醴!」の一語が、だれが言い出した まいとも なく国民の間に伝わって、相共に平素の 行 いを 省 み、恐れ懼れて 慎 みあった。

国民の精神の作興に関する 詔書

あたかもこの時、即ち戒厳令が解かれる 5 日前の大正 12 年 11 月 10 日、天皇は特に国民の精神の作興 に関する以下の 詔 書を下して国民を 戒 められた。 で交々至っている。

か ほうじゅう 近ごろ学術は益々進み開けて、人智日に進む。 然れども浮華放縦の習いが漸く萌し、軽佻 詭激の風も亦 生 じた。 今に及んで時弊を 革 めないと、前緒を失墜することを恐れる。 1 トうらく や今次の災禍 甚 だ大にして、今後の文化の 紹 復、国力の新興は皆国民の精神に待つのです。 じつ きょうりくしん さ こうちょう しん さ こうちょう 振作更 張 の道だけです。 先帝の聖訓に恪 遵して 是れ実に上下協 戮振作更張 の時なり。 えんげん たっと ちとく へいしん その実効を挙げるのみです。 宜しく教育の淵源を 崇 んで智徳の並進を努め、綱紀を 粛 正し、 ふうぞく きょうれい ふ かほうじゅう しりぞ しつじつごうけん おもむ けいちょう きげき た じゅんこうちゅうせい かえ 風俗を 匡 励し、浮華放 縦 を 斥 けて質実剛健に 趨き、軽 佻 詭激を矯めて 醇 厚 中 正に帰し、 人倫を明らかにして親和を致し、公徳を守りて秩序を保ち、責任を重んじ、節制を 尚 び、 ちゅうこう ぎゅう び あ はくあいきょうぞん よしみ あつ い きょうけんきんびんぎょう ふく さん おさ 忠 孝義勇の美を揚げ、博愛 共 存の 誼 を篤くし、入りては 恭 倹勤敏 業 に服し、産を治め、 ちから こうえきせい む つく 出でては一己の利害に偏せずして力を公益世務に竭し、以って国家の興隆と民族の安栄、 社会の福祉とを図るべし。

ぎょめい ぎょ じ 御 名 御 璽 せつ しょう な 摂 政 名

国民はこれを拝読して恐懼措くところを知らず、深く感激して大いに自ら戒め、以って聖旨に副い奉らんことを期した。 こうして勤勉努力、向上して止まない我が国民は、一時は国運の発展においても一頓挫を来たすかに見えたこの大震災をも、忽ちよく克服して、その後6,7年経った時には、早くも東京、横浜をはじめ、その他の災害地もみな面目を一新するに至ったのです。

普通選挙法の公布

越えて大正 14 年 5 月 5 日、普通選挙法が公布された。 顧 みれば明治 23 年 7 月に、はじめて衆議院 意いん そうせんきょ 議員の総選挙が行われて、その 11 月に第一回帝国議会が 召 集 されて以来、ここに 35 年、立憲政体はますます確立して、国民の政治思想も次第に進歩したので、選挙権の拡張はその時々に行われてきたのです。 選挙資格としての納税 条 件を撤廃するという案、即ちいわゆる普通選挙にすべしという案は、久しく政界の問題となって、幾度も議会に提出されながら、いつもその通過を見なかったものです。

第23話 大正末期の国内事情

のうぜいじょうけん てっぱい

納税 条 件の撤廃

そもそもこの法案は、原則として、帝国臣民たる男子で年齢25 才以上の者は 悉 く選挙権を有し、 又、30 才以上の者は悉く被選挙権を有することにしたもので、ただ、

- (2) 破産者で復権を有さない者、
- (2) 収生日く及催む日でなり日、
- (3) 貧困で生活のために公私の援助を受け、または扶助を受ける者、
- (4) 一年以上一定の住居を有さない者
- (5) 6年以上の懲役または禁固以上の刑に処せられた者、
- (6) 華族の戸主、
- (7) 現役の陸海軍人、兵籍に編入された学生、生徒など、

には選挙権および被選挙権がない。

マ、在職中の宮内官、司法官、行政裁判官、会計検査官、収税官、警察官などの官吏や、帰化人 または生来の日本人でないものには被選挙権がなく、選挙事務に関係のある官吏や吏員は、その関係区域 内においては被選挙権が無いという事はあった。

しかしこれまでのように納税額の多少によって選挙資格が定められるということは全くなくなったのです。 即ち 苟 くも一人前の日本国民たる男子である以上、何人も国家の政治にあづかることが出来るようになったのです。

なお、この法案によって普通選挙(普選)がいよいよ実施されたのは、昭和3年2月20日の総選挙からでした。

(第23話 大正末期の国内事情 終わり。 次は前頁に戻り、 第24話 昭和天皇の践祚)